

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合について（結合先の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課：文化観光産業部文化観光課）

事業の概要

事業名	ふるさと納税管理事務
担当課	文化観光課
目的	新宿区へのふるさと納税（寄附金）について、「ふるさと納税ポータルサイト」を導入することにより、寄附者の利便性の向上を図るとともに、新宿区の魅力を広く発信する。
対象者	ふるさと納税寄附者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、寄附者の寄附機会の拡充と利便性の向上を図るため、令和2年度からふるさと納税ポータルサイトサービスを導入し、クレジットカード払いやマルチペイメント（携帯キャリア決済など）による寄附の受入を行っている。（令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会承認済）</p> <p>令和5年度ふるさと納税返礼品の導入以降、ふるさと納税ポータルサイトを拡充して返礼品を掲載している。（令和5年度第3回及び令和6年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済）</p> <p>この度、既に導入している7事業者のふるさと納税ポータルサイトに加え、令和8年6月から、新たに「一休.comふるさと納税」及び「Yahoo!トラベルふるさと納税」のポータルサイトを拡充することで、より寄附者の利便性の向上を図るとともに、返礼品を通じて新宿区の魅力を発信する。</p> <p>2 ふるさと納税ポータルサイト（運営事業者）</p> <p>【令和2年度から導入】</p> <p>①ふるさとチョイス（株式会社トラストバンク）</p> <p>【令和5年度から導入】</p> <p>② 楽天ふるさと納税（楽天グループ株式会社）</p> <p>③ ふるなび（株式会社アイモバイル）</p> <p>④ JRE MALLふるさと納税（東日本旅客鉄道株式会社）</p> <p>⑤ 三越伊勢丹ふるさと納税（株式会社三越伊勢丹）</p> <p>⑥ ふるさとパレット（東急株式会社）</p> <p>【令和6年9月から導入】</p> <p>⑦ さとふる（株式会社さとふる）</p> <p>【令和8年6月から導入予定】</p> <p>⑧ <u>一休.comふるさと納税（株式会社一休）</u></p> <p>⑨ <u>Yahoo!トラベルふるさと納税（株式会社一休）</u></p> <p>3 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>LGWAN回線及びインターネット回線を通じた事業者サーバとの結合を行う。</p> <p>4 想定件数</p> <p>2,500件</p> <p>※個人情報の流れは、資料16-1のとおり</p>

件名 ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合について (結合先の追加)

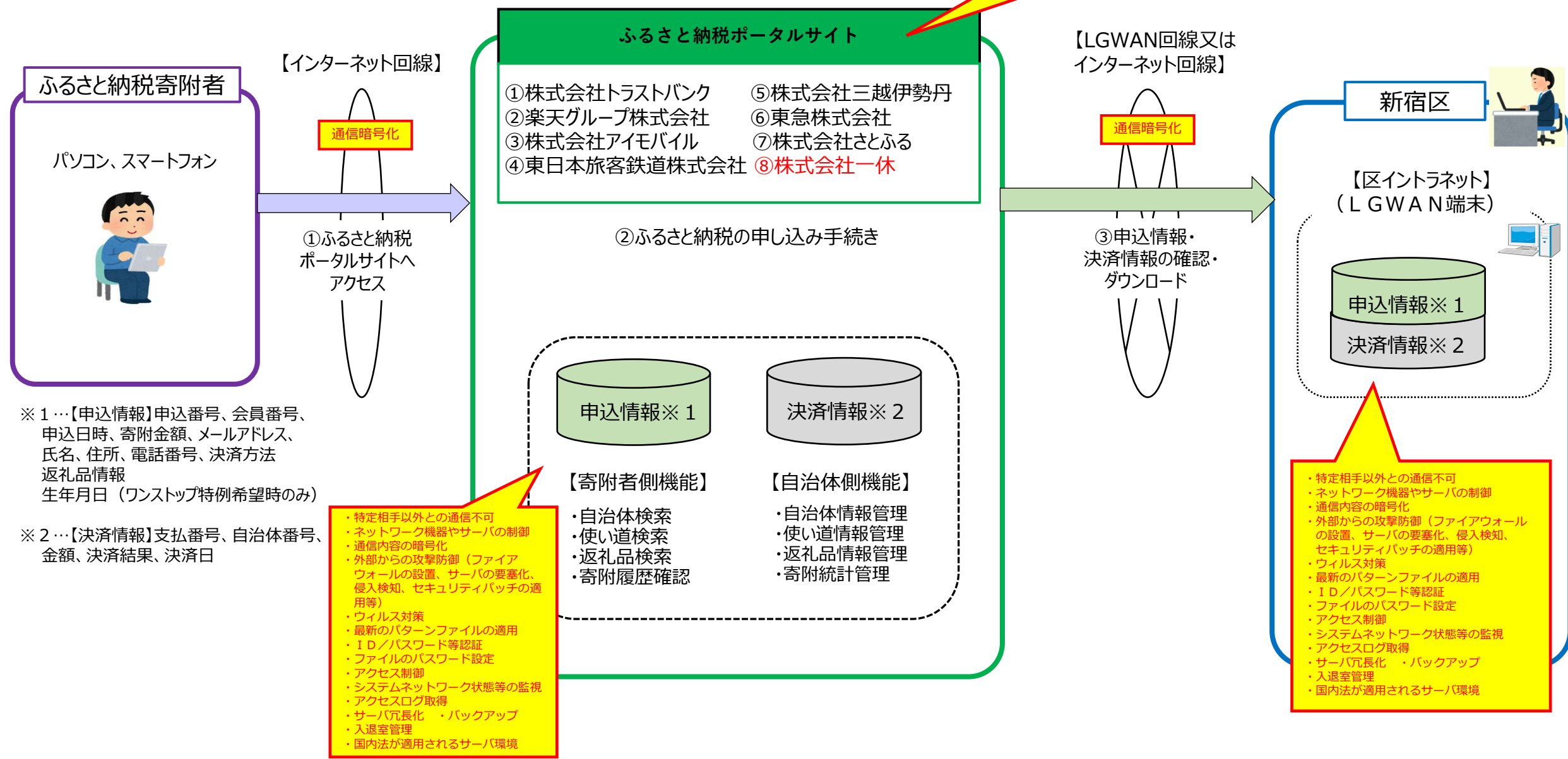
※太字ゴシック(下線)は、令和6年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	文化観光課
登録業務の名称	ふるさと納税の受入(ふるさと納税ポータルサイト)
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【ふるさと納税寄附者に係る情報項目】</p> <p>1<申込情報>申込番号、会員番号、申込日時、寄附金額、メールアドレス、氏名、住所、電話番号、決済方法、返礼品情報、生年月日(ワンストップ特例希望ありの場合のみ)</p> <p>2<決済情報>支払番号、自治体番号、金額、決済結果、決済日</p>
結合の相手方	<p>ふるさと納税サイトサービス運営事業者</p> <p>(1) トラストバンク株式会社(ふるさとチョイス)</p> <p>(2) 楽天グループ株式会社(楽天ふるさと納税)</p> <p>(3) 株式会社アイモバイル(ふるなび)</p> <p>(4) 東日本旅客鉄道株式会社(JRE MALLふるさと納税)</p> <p>(5) 株式会社三越伊勢丹(三越伊勢丹ふるさと納税)</p> <p>(6) 東急株式会社(ふるさとパレット)</p> <p>(7) 株式会社さとふる(さとふる)</p> <p>(8) 株式会社一休(一休.comふるさと納税及びYahoo!トラベルふるさと納税)</p> <p>※(1)は令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会にて承認済。 (2)～(6)は令和5年度第3回個人情報保護管理運営会議にて了承済。 (7)は令和6年度第5回個人情報保護管理運営会議にて了承済。 ※令和8年6月以降、結合の相手方に(8)の事業者を追加する。</p>
結合する理由	ふるさと納税ポータルサイトサービスについては、寄附者がふるさと納税サイトを経由し寄附手続を行うと、ふるさと納税サイトサービス運営事業者が寄附者の申込情報と決済情報が送られる仕組みとなっている。そのため、区が申込情報等を把握し、管理するためには、ふるさと納税ポータルサイトサービス運営事業者との外部結合が必要となる。
結合の形態	LGWAN回線及びインターネット回線を通じた業者のサーバとの結合。
結合の開始時期と期間	令和8年6月から (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

ふるさと納税の受入（ふるさと納税ポータルサイト）に係る個人情報の流れ

※赤字の箇所が、今回の追加事業者。

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議



※1…【申込情報】申込番号、会員番号、申込日時、寄附金額、メールアドレス、氏名、住所、電話番号、決済方法、返礼品情報、生年月日（ワンストップ特例希望時のみ）

※2…【決済情報】支払番号、自治体番号、金額、決済結果、決済日

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	個人情報保護対策
結合先に行わせる 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。	
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	